

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

12月4日～10日は

人権週間

12月4日(火)から10日(月)までは人権週間です。また、今年「世界人権宣言」が採択されて70周年を迎えます。今回は、公益財団法人世界人権問題研究センター所長の坂元茂樹さんから、人権について寄稿していただきます。この機会に、皆さんも人権について考えてみましょう。

2018(平成30)年6月18日に発生した震度6弱の大阪府北部地震、そして同年9月4日に関西を襲った台風21号は、関西各地に大きな被害をもたらしました。前者の最大避難者数は、大阪府で2397人、京都府で279人、後者は当日の速報値で1534人(四国を含む)の方が各地で避難しました。



坂元 茂樹さん寄稿

被災者の人権について考える

さかもと・しげき

長崎県出身。公益財団法人世界人権問題研究センター所長、同志社大学法学部教授。一般財団法人国際法学会代表理事、国際人権法学会理事長を歴任。2008年から2013年

まで国連人権理事会諮問委員会委員を務め、その間、2010年12月に国連総会で採択された「ハンセン病患者・回復者及(およ)びその家族に対する差別撤廃のための原則とガイドライン」の報告者を務めた。

世界人権宣言とは

昭和23年(1948年)12月10日、国連第3回総会(パリ)において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択されました。この宣言は、すべての人間が生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であると定めており、国際社会におけるルールとして大きな柱となっています。

ます。もちろん、実際の避難生活において、特別な支援や配慮を必要とする人々には、この他にも、女性、子ども、外国人、LGBTの人がいます。

「災害列島」と呼ばれるほど、毎年のように地震や台風、豪雨、水害、津波などの大規模な自然災害が生ずる日本においては、防災・減災に対する地域住民の意識を向上させることも、誰も取り残さない」という人権の視点に立った被災者支援が必要

です。被災者、とりわけ避難生活を強いられる人々は、突如として大きな生活上の困難に直面します。しかし、

地域のつながりが必要

こうした被災者が、十分に安全な食料や水、公衆衛生、健康の維持や感染症の予防、プライバシーの保護、衣類などの物資の供給を受ける権利があることはいうまでもありません。

被災者が避難生活で最初に直面する問題は、プライバシーが守れないことです。女性にとっては、着替えや授乳などのためのプライバシースペースの確保は重要な課題です。また、避難所では、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦などの要支援者に十分な配慮が行き届かない傾向があります。飲食やトイレ、お風呂などに介助を必要とする高齢者や障がいのある人のために、どのような介助者確保するか、また、日本語が不自由な外国籍住民や外国の観光客に支

援や被災状況の情報をどう伝えるかといった問題とともに、これらの人々の生活習慣に配慮する必要もあります。LGBTの人たちは、避難者の名簿作成の際の性別の記入に苦痛を感じたり、好奇の視線に堪えられずトイレを使用できなかったりという事態も生じます。さらに、避難者の中には、ペットは家族だと考える人もいれば、ペットが苦手な人もいます。2016(平成28)年の熊本地震の時にも、犬や猫のためのシェルター「わんにゃんハウス」が作られました。トイレをはじめとして避難者が無理な我慢を強いられない

よう、避難所の設営や運営にあたっては、これらのことに十分配慮し、すべての人の人権を守る必要があります。加えて、避難生活の長期化によって、日常生活では感じることのないようなストレスを感じ、その結果人間関係の悪化といった問題も発生しやすくなります。被災者の中には、身近な人の死亡の事実を受け入れることができず、悲しみや不安のうちに生活している人もいます。それに追い打ちをかけるのが、いじめや差別です。東日本震災の際に福島の人たちに向けられた被曝についてのデマや風評による差別的言動などは、決して許されることではありません。

とが必要で、災害にあって、誰も排除しない地域の取組

このほか、言葉の障がいや情報の不足からパニックになってしまふ外国籍住民の人についても、理解できる言語での適正な情報を伝達できるように、日ごろから地域の祭りをはじめとする行事の参加や協働により、よく知り合っておくことが必要です。災害にあたって、誰も排除しない地域の取組が必要で、もちろん、経験や知識が乏しいために適切な行動がとれない子どもへの支援、病気を抱えている人への配慮も必要です。自治体は、日ごろから土砂災害や洪水などの危険個所や避難場所の情報を住民に伝え、住民は災害時の非常持ち出しの準備など備えを怠らないことが必要です。また、少子高齢化や人口減少により、地域での助け合いが困難になっている面もあり、ボランティアへの期待も高まっています。

これらの力を合わせ、住民の暮らしのすべてを奪う災害からの避難、復旧、復興というすべての過程において、被災者の人権を守る必要があります。

人権擁護委員は、身近な相談相手 ひとりで悩まず、相談してみませんか？

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

市では、現在8人の人権擁護委員が、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っています。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、困ったことがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。(12月の人権相談は、13面に掲載)



例えば、こんな時にご相談ください

- ★子どもが学校でいじめられている。先生にも相談したのだけれど…
- ★ご近所とうまくいかない。いやがらせかな？と思うことが…
- ★相手の暴力から逃げ出したいのだけれど…
- ★「誰のおかげで生活できているんだ」と言われて…
- ★私にも大事な仕事を任せてほしいのだけれど、女だからと言われて…
- ★職場での人間関係に悩み、不安やストレスが…
- ★高齢になった父母の介護に疲れている。私も年なので…

◆問い合わせ 人権啓発課 (☎981-3127)